

報道機関各位

発信日	令和8年7月28日	担当者名	小森、遠入
担当課	契約検査課	電話番号	85-3547

鳥栖市入札参加資格者の指名停止

事業内容	鳥栖市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領により、令和8年7月27日付けで別紙のとおり決定いたしました。
------	---

添付資料	指名停止措置の概要
------	-----------

関連サイト	
-------	--

代表取締役社長 大島 弘三

住 所：佐賀県鳥栖市養父町38番地

登録業種：土木一式－A級、建築一式－A級、とび・土工・コンクリート－C、屋根－登録、鋼構造物－B、舗装－A、塗装－B、防水－登録、内装仕上－登録、建具－登録、解体－登録

対象業者は、佐賀県内で請け負った建築一式工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営むものと、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、国土交通省九州地方整備局長から、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分（7日間）を受けた。

当該業者が国土交通省九州地方整備局長から、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けたことは、鳥栖市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）別表第2－13号に該当する。

また、鳥栖市競争入札参加資格者指名停止等の措置基準第4条第2項第4号に該当するため1か月を加算する。

よって、本件の指名停止期間は2か月とする。

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

加 算 基 準
(加算措置) 第4条 略 2 次の各号のいずれかに該当するときは、該当する号ごとにそれぞれ1か月を単位として措置要領別表各号の期間の短期に加算するものとする。 (1)～(3) 略 (4) 建設業法に規定する営業停止に該当するとき

5 発注及び指名実績

令和6年度

指名実績47件、発注実績18件（指名競争9件、随意契約9件）

令和7年度

指名実績35件、発注実績18件（指名競争8件、随意契約10件）

※特定JV含む